

京都市職員定数条例の一部を改正する条例(平成16年3月31日京都市条例第49号)(総務局人事部人事課)

事業量の減少、交通事業に係る職員数の減員等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差引増△減
市長の事務部局及び市長の所管 に属する教育機関の職員	人 9,438	人 9,366	人 △72
教育委員会の事務部局及び教育 委員会の所管に属する教育機関 の職員	2,607 (うち校長及び 教員851人)	2,607 (うち校長及び 教員891人)	— (うち校長及び 教員40人)
農業委員会の事務部局の職員	16	13	△3
公 営 企 業 の 職 員			
交 通 事 業	2,150	1,944	△206
水道事業(公共下水道事業を含む。)	1,741	1,693	△48
職 員 の 定 数	17,986	17,657	△329

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第49号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9,438人」を「9,366人」に改め、同項第5号中「851人」を「891人」に改め、同項第7号中「16人」を「13人」に改め、同項第9号ア中「2,150人」を「1,944人」に改め、同号イ中「1,741人」を「1,693人」に改め、同項中「17,986人」を「17,657人」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)